

UBSグローバル好利回りCBファンド2012-12(円ヘッジ・年1回決算) (限定追加型)

追加型投信/内外/その他資産(転換社債)



ファンドの特色

- 世界各国の転換社債等を主要投資対象とし、信託期間を勘案しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資を行います。
- 外貨建資産については、マザーファンドにおいて、原則として対円で為替ヘッジを行います。
- 当ファンドは、信託期間約3年^{※1}の限定追加型^{※2}の投資信託です。

※1 当ファンドの信託期間は、平成24年12月20日から平成27年12月21日までです。
 ※2 「限定追加型」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集しないタイプの投資信託をいいます。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※当レポートにおける分配金については全て 税引前としております。また、基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。

運用実績

ファンドデータ

基準価額	10,823円
純資産総額	29.1億円
設定日	2012年12月20日
信託期間	2012年12月20日から 2015年12月21日まで
決算日	原則として毎年12月19日 (休業日の場合は翌営業日)
	基準価額 日付
設定来高値	10,924円 2015年5月19日
設定来安値	9,975円 2013年4月19日

基準価額(分配金再投資)の推移



分配金実績 (1万口当たり、税引前)

決算日	分配金額
2013年12月19日	0円
2014年12月19日	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

基準価額(分配金再投資)の騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	-0.13%	-0.29%	-0.77%	0.07%	—	8.23%

※上記グラフは設定日から報告基準日までのデータを表示しています。
 ※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。
 ※騰落率は各応答日で計算しています。
 ※応答日が休業日の場合は前営業日の数値で計算しています。
 ※基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。
 ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

※分配金額は収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。
 ※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

11月末現在、当ファンドは、2015年12月21日の償還に向け保有するCB等を売却し、安定運用に切り替えました。

投資環境

11月のCB市場は、グローバル株式市場が0.45%下落する中、1.64%の下落となりました。

地域別ではすべての地域が下落となり、欧州がもっとも下落しました。

CB市場は、月初、堅調な米経済指標を背景に株式市場が上昇したことを受けて上昇してスタートしました。その後は、中国の弱い貿易統計を受けた世界景気減速懸念、原油相場の下落や米国の利上げ懸念などから月の半ばに向けて投資家心理が悪化し、CB市場は下落しました。月後半は、米連邦公開市場委員会(FOMC)の議事録で利上げ後の利上げペースは緩やかになると示されたことや、欧州中央銀行(ECB)の追加金融緩和期待などを受け株式市場が反発し、CBも値を戻しましたが、月末まで上値の重い展開となり、前月比では下落となりました。

CBの新規発行は前月より増加しました。欧州企業の起債が活発となり、フランスのエネルギー企業タルヤ、イギリスの通信企業ボーダフォンなどが起債しました。日本では東北電力が起債しました。

*文中の騰落率は、グローバル株式市場は「MSCIワールド指数(税引前配当込み、米ドルベース)」、CB市場は「トムソン・ロイター・グローバル・バニラCB指数(米ドルベース)」を使用しています。

運用状況

当ファンドは11月末現在、2015年12月21日の満期償還に向けて、保有するCB等は現金化され、安定運用に切り替わっております。

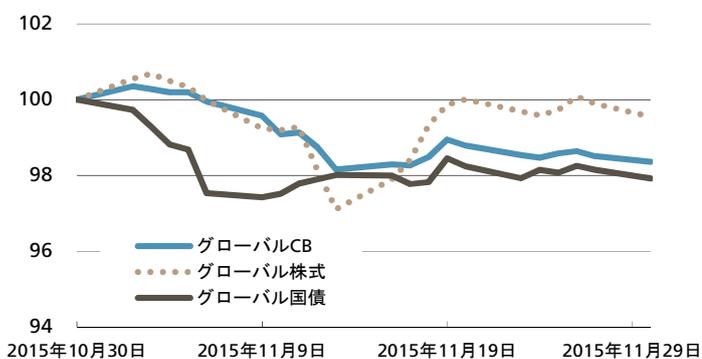
これまでご愛顧いただき、誠にありがとうございました。

※上記の投資環境は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来の動向や結果を示唆、保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合があります。

ご参考情報

市場の動き

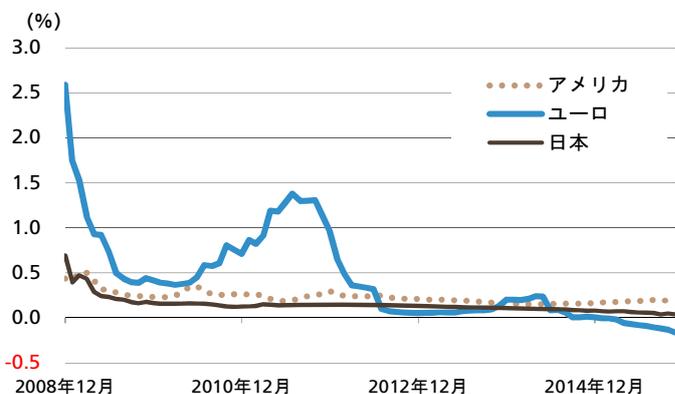
主要資産の推移(米ドルベース、過去1ヵ月)



グローバルCB: トムソン・ロイター・グローバル・バニラCB指数
 グローバル株式: MSCIワールド指数(税引前配当込み)
 グローバル国債: シティ世界国債指数
 上記指数は基点を100として指数化しています。

各国短期金利の推移

ユーロ、アメリカ、日本の短期金利の推移(2008年12月末~2015年11月末)



各国短期金利: アメリカドル、ユーロ、円の1ヶ月LIBOR

出所: ブルームバーグのデータを基に当社作成

※上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。またファンドの運用実績ではありません。ファンドの投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けませんが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 転換社債等の価格変動リスク

転換社債等の価格は、主に発行体の株価変動、金利変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。組入れられた転換社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。転換社債等の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

(株価変動リスク)

転換社債等の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債等の転換価格が発行体の株式の時価に近いとき、または下回っているときに、転換社債等の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

(金利変動リスク)

転換社債等の価格は、金利変動によっても変動します。一般的に転換社債等の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

(信用リスク)

転換社債等の価格は、発行体の信用力の変化によっても変動します。転換社債等の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、転換社債等の価格は大きく下落することがあります。また、信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の転換社債等は、信用度が高い転換社債等と比較して、高い利回りを享受することが期待できる一方で、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となることがあります。

■ 為替変動リスク

実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質組入外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質組入外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

■ 実質組入転換社債等の償還および売却に関するリスクおよび留意点

当ファンドは、原則として、主にファンドの信託期間内に満期を迎える銘柄に実質的に投資を行い、一部満期がファンドの信託期間を超える銘柄にも実質的に投資を行います。信託期間内に償還を迎える銘柄については、償還後に転換社債等への再投資は行わずに償還金は信託期間終了まで短期有価証券および短期金融商品等で運用する場合があります。また、満期が信託期間を超える銘柄については、信託期間終了までに売却を行います。転換社債等の価格は上記「転換社債等の価格変動リスク」の影響を受けて変動するため当初組入時点で期待された価格で売却できない場合があります。

■ 短期金融商品等の信用リスク

ファンド資産を短期金融商品等で実質的に運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ (当ファンドは、現在購入のお申込みを終了しております。)

購入単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金不可日	換金申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日、またはロンドンもしくはニューヨークの証券取引所の休業日にあたる場合には、換金の申込の受付は行いません。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは購入・換金申込の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込を取消することがあります。
信託期間	平成27年12月21日まで(平成24年12月20日設定)
繰上償還	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約によりファンドの純資産総額が20億円を下回るようになったとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、繰上償還となることがあります。
決算日	原則として、毎年12月19日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.15%*(税抜 3.00%) 以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 *当ファンドは現在お申し込みを終了しており、表示している税込の購入時手数料は、お申込み終了時の消費税率(5%)で表示しております。
換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.7% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 日々の純資産総額に**年率1.188% (税抜年率1.100%)**を乗じて得た額とします。

合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)		
	委託会社	販売会社	受託会社
1.188%	0.8100%	0.324%	0.0540%
(1.100%)	(0.7500%)	(0.300%)	(0.0500%)

※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

- その他の費用・手数料
- ・ 監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用等(日々の純資産総額に対して上限年率0.05%)を間接的にご負担いただく場合があります。
※原則として、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
 - ・ 信託財産に関する租税、組入価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用等が、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。
詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
ファンドの 投資顧問会社	UBS AG, UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)
受託会社	株式会社りそな銀行
販売会社	株式会社池田泉州銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 いちよし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号 加入協会: 日本証券業協会 株式会社広島銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。

© UBS 2015. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。